

○国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則実施細則

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成18年3月22日 平成19年3月27日
平成20年6月23日 平成21年4月1日
平成21年6月22日 平成23年1月24日
平成24年3月13日 平成26年7月29日
平成27年3月25日 令和2年6月23日
令和2年6月23日 令和4年1月25日

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 意向調査管理委員会（第2条－第5条）
- 第3章 意向調査（第6条－第13条）
- 第4章 各種様式（第14条－第16条）
- 第5章 雑則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則（以下「学長選考規則」という。）第18条の規定に基づき、学長選考の実施に関し必要な事項を定める。

第2章 意向調査管理委員会

（組織）

第2条 意向調査管理委員会は、次に掲げる者（以下「意向調査管理委員」という。）をもって構成する。

- (1) 国立大学法人お茶の水女子大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）から選出された学長選考・監察会議委員1人
- (2) 基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員から選出された者各2人

2 やむを得ない理由により意向調査管理委員に欠員が生じた場合は、その選出部

局から補充するものとし、あらかじめ若干人の予備員を選定しておくものとする。

- 3 意向調査管理委員が、学長候補適任者として選考されたときは、当該意向調査管理委員は交替しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第3条 意向調査管理委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長選考・監察会議から選出された学長選考・監察会議委員をもって充てる。

- 3 副委員長は、意向調査管理委員の互選とする。

(議長)

第4条 委員長は、意向調査管理委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 意向調査管理委員会の成立には、意向調査管理委員の4分の3以上の出席を必要とする。

- 2 意向調査管理委員会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 意向調査

(意向調査の公示)

第6条 意向調査管理委員会は、意向調査に係る投票（以下「調査投票」という。）を行う旨及び次に掲げる事項を、原則として調査投票日の2週間前までに大学公示用及び各部局の掲示板に公示するとともに、学内情報閲覧電子掲示板に掲載する。

(1) 調査投票の日時

(2) 調査投票の場所

(3) 学長候補適任者の氏名

(4) 学長選考規則第8条第2項に規定する意向調査の対象者（以下「調査対象者」という。）

(5) 所信を表明する機会の日時、場所

(6) その他意向調査管理委員会が必要と認めた事項

- 2 前項に定めるもののほか、学長候補適任者の所信表明書及び経歴書を学内情報閲覧電子掲示板掲載する。

(意向調査対象者名簿の作成)

第7条 意向調査管理委員会は、調査対象者名簿を作成する。

(調査投票)

第8条 調査投票は、意向調査の公示日から原則として2週間後に行うものとする。

2 調査投票は、1日中に完了するように行わなければならない。

(調査投票用紙の交付)

第9条 調査投票用紙は、調査投票当日投票場において交付する。ただし、申出により調査投票当日正当な事由で投票できないと認められる者については、事前に交付する。

(不在投票)

第10条 調査対象者が出張、研修その他やむを得ない理由により、調査投票日に投票できない場合は、不在投票を行うことができる。

2 不在投票を行う調査対象者は、調査投票用紙に必要事項を記入し、密封した封筒に署名押印の上、調査投票日の前日までに意向調査管理委員会に提出しなければならない。

3 委任及び代理の投票は認めない。

(調査投票の立会い)

第11条 調査投票の際は、常時3人以上の意向調査管理委員が立ち会わなければならない。

(開票)

第12条 意向調査管理委員会は、開票の際は、次に掲げる方法により有効無効の判定に当たる。この場合、意向調査管理委員の3分の2以上の出席を必要とし、判定は意向調査管理委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(1) 所定の調査投票用紙によらない投票は、無効とする。

(2) 調査投票用紙に必要事項以外のことを記入したものは、無効とする。

(調査投票記録の整理)

第13条 意向調査管理委員会は、調査管理事務が終了したときは、調査投票記録を整理して学長選考・監察会議の議長に提出するものとする。

第4章 各種様式

(推薦に必要な書類)

第14条 学長選考規則第7条に規定する学長候補者の基準を満たすと認められる者の推薦に必要な書類の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学長候補者の基準を満たすと認められる者の推薦書 別記様式第 1
- (2) 推薦理由書 別記様式第 2
- (3) 推薦者名簿 別記様式第 3
- (4) 所信表明書 別記様式第 4
- (5) 経歴書 別記様式第 5

(調査対象者名簿)

第 15 条 第 7 条に規定する調査対象者名簿の様式は、別記様式第 6 に定めるとおりとする。

(調査投票用紙)

第 16 条 第 9 条に規定する調査投票の投票用紙の様式は、別記様式 7 に定めるとおりとする。ただし、同様式によることで支障が生じる場合には、学長選考・監察会議の決定により当該調査投票限りの軽微な修正をすることができるものとする。

第 5 章 雑則

(事務)

第 17 条 意向調査管理委員会に関する事務は、委員長の管理の下に人事労務課が行う。

(細則の改廃)

第 18 条 この細則の改廃は、学長選考・監察会議が行う。

2 学長選考・監察会議は、この細則の改廃を行った時は、学長に速やかに報告するものとする。

附 則

この細則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月22日）

この細則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月27日）

この細則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 6 月23日）

この細則は、平成20年 6 月23日から施行する。

附 則（平成21年 4 月 1 日）

この細則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 6 月22日）

この細則は、平成21年 6 月22日から施行する。

附 則（平成23年 1 月24日）

この細則は、平成23年 1 月24日から施行し、平成23年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成24年 3 月13日）

この細則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 7 月29日）

この細則は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月25日）

この細則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月23日）

この細則は、令和 2 年 6 月23日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月25日）

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1（第14条関係）

学長候補者の基準を満たすと認められる者の推薦書

年 月 日

国立大学法人お茶の水女子大学

学長選考・監察会議 殿

推薦者又は推薦代表者

所 属

職 名

氏 名

印

国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則第 7 条第 4 項の規定に基づき、学長候補者の基準を満たすと認められる者として、下記の者を推薦いたします。

記

ふりがな 氏 名	年 月 日生（ 歳）		
住 所			
現 職			
最終学歴	年 月		
学位称号	年 月		
年 月	職 歴		
主な教育研究業績			

備考 1 「職歴」及び「主な教育研究業績」の記入は、この用紙の当該欄内に限るものとし、当該欄内に記入しきれない場合は、適宜要約してください。

2 用紙の大きさは A 4 版とする。

別記様式第2（第14条関係）

推 薦 理 由 書

備考1 1,000字以内で推薦する理由を記入してください。

2 用紙の大きさはA4版とする。

別記様式第3（第14条関係）

推 薦 者 名 簿

番号	所 属	職 名	氏 名	印

備考1 記入欄が足りない場合は、適宜写しを取り記入してください。

2 用紙の大きさはA4版とする。

別記様式第4（第14条関係）

所 信 表 明 書

年 月 日

国立大学法人お茶の水女子大学

学長選考・監察会議 殿

氏 名

印

備考1 1,200字程度で作成入してください。

2 用紙の大きさはA4版とする。

別記様式第 5 （第14条関係）

経 歴 書

（ ふ り が な ） 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 （ 歳 ）
専 門 分 野	
学 歴	年 月
学 位	年 月
職 歴	年 月
社 会 活 動	
審 議 会 委 員 等	
賞 罰	

- 備考 1 年齢は翌年度の 4 月 1 日現在の年齢を記入してください。
- 2 用紙の大きさは A 4 版とする。

別記様式第 6 （第15条関係）

調査対象者名簿

所 属 _____

番号	職 名	氏 名	投票済記録	備 考

備考 1 所属ごと氏名を 5 0 音順に記入する。

2 番号は通し番号とする。

別記様式第 7 （第16条関係）

国立大学法人お茶の水女子大学 学長候補適任者意向調査管理委員会 印	(候補者氏名)	学長候補適任者意向調査投票用紙
--	--------------------	----------------------------